

◎新潟県教育委員会訓令第1号

教育庁本庁  
県立学校

新潟県立学校における事務決裁及び文書等に関する規程（昭和46年12月新潟県教育長訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 池田 幸博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第2</b> （第36条、第36条の2関係）			<b>別表第2</b> （第36条、第36条の2関係）		
番号	学校の名称	記号	番号	学校の名称	記号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>75</u>	(略)	(略)	<b>75</b>	<b>新潟県立安塚高等学校</b>	<b>安高</b>
<u>76</u>	(略)	(略)	<u>76</u>	(略)	(略)
<u>77</u>	(略)	(略)	<u>77</u>	(略)	(略)
<u>78</u>	(略)	(略)	<u>78</u>	(略)	(略)
<u>79</u>	(略)	(略)	<u>79</u>	(略)	(略)
<u>80</u>	(略)	(略)	<u>80</u>	(略)	(略)
<u>81</u>	(略)	(略)	<u>81</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	<u>82</u>	(略)	(略)
特7	新潟県立村上特別支援学校	村特	(略)	(略)	(略)
<b>特8</b>	<b>新潟県立新発田竹俣特別支援学校</b>	<b>芝特</b>	特7	新潟県立村上特別支援学校	村特
<u>特9</u>	(略)	(略)	<u>特8</u>	(略)	(略)
<u>特10</u>	(略)	(略)	<u>特9</u>	(略)	(略)
<u>特11</u>	(略)	(略)	<u>特10</u>	(略)	(略)
<u>特12</u>	(略)	(略)	<u>特11</u>	(略)	(略)
<u>特13</u>	(略)	(略)	<u>特12</u>	(略)	(略)
<u>特14</u>	(略)	(略)	<u>特13</u>	(略)	(略)
<u>特15</u>	(略)	(略)	<u>特14</u>	(略)	(略)
<u>特16</u>	(略)	(略)	<u>特15</u>	(略)	(略)
<u>特17</u>	(略)	(略)	<u>特16</u>	(略)	(略)
<u>特18</u>	(略)	(略)	<u>特17</u>	(略)	(略)
<u>特19</u>	(略)	(略)	<u>特18</u>	(略)	(略)
<u>特20</u>	(略)	(略)	<u>特19</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)